

長岡地域土地開発公社 理事長 (以下「甲」という)
と _____ (以下「乙」という)との間において、下記条項により中之島みずほ
団地の街づくりに関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中之島みずほ団地の区域における建築物の敷地、位置、構造、形態、意匠等について協定書を締結することにより、土地所有者等から街づくりに積極的に参画していただき、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の区域は、別記に表示する区域とする。

(建築物等の制限)

第3条 協定区域における建築物の敷地、位置、構造、形態及び意匠は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 敷地の地盤高は、盛土により20センチメートル以下とする。ただし、築庭に伴う盛土はこの限りでない。
- (2) 建築物の位置及び形態については、道路又は隣地に落雪による被害が生じないように十分に配慮するものとする。
- (3) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.5メートル以上とする。ただし、物置、その他これに類する建築物で軒の高さが2.3メートル以下のものにあつては、この限りでない。
- (4) 建築物の地盤面からの高さは、12メートル以下とする。
- (5) 敷地の囲いは、風致、美観を損なわないものとするよう努め、道路に面する側にあつては、生垣等極力開放的なものとする。又その高さについては、道路面から1.5メートル以下とし、道路の境界線から50センチメートル以上離すものとする。
- (6) 建築物の意匠は、周囲の環境に調和し、かつ、良好な住宅地にふさわしいものとする。

(電柱の位置)

第4条 甲が指定した電柱の位置を乙は変更することができない。

(敷地の管理)

第5条 乙は、建築物を建築するまでの間は、除草等を行うことにより周囲の環境に配慮し、常に良好な状態で管理しなければならない。

(町内会の創設)

第6条 乙は、次の各号により創設する町内会及び班に積極的に参加し、その地域自治の活動にあたらなければならない。

- (1) みずほ団地の町内会区域は、別記の町内会区域図により4区域とする。
- (2) 前号のそれぞれの区域において、5戸になった段階で班を形成するものとする。
- (3) 同条(1)号のそれぞれの区域において、20戸になった段階で独立した町内会とし、町内会長を互選により選任するとともにその地域自治の活動にあたらなければならない。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10号

長岡地域土地開発公社

理事長

Ⓜ

乙 (新潟県長岡市中之島字古新田

番 所有者)

Ⓜ

※ 正式な協定書は、土地売買契約時に土地開発公社で作成します。